静岡県告示第158号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月13日から２週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月13日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
田原野函南停車場線	田方郡函南町平井字八ッ田158番の３から 田方郡函南町平井字八ッ田158番の３まで	平成30年３月13日

＝＝＝

静岡県告示第159号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月13日から２週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月13日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
150号 焼津榛原線	牧之原市細江字鹿右エ門新田153番の157から 牧之原市細江字鹿右エ門新田190番の81まで	平成30年３月14日 午後２時